

岸和田市立保育所等給食物資納入業者登録要領

本登録は給食物資を納入する資格を得るためのものであり、登録によって給食物資の発注を確約するものではありません。

1. 募集する業種

野菜・果物、食肉(牛豚鶏)・食肉加工品、魚、牛乳、米、パン、デザート類・ヨーグルト、加工食品、茶、乳児用粉ミルク、アレルギー用等特殊食品、その他の納入業者

2. 登録目的

岸和田市立保育所等の児童に提供する給食の充実を図り、安心安全な給食物資を安定して確保するために登録業者を募り、できるだけ有利な相手方を選定することを目的とする。

3. 登録期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

4. 登録基準

(1) 立地条件

- ア 岸和田市内又は納入可能な地域に事業所又は営業所があること。
- イ 店舗、工場、販売所等固定した営業施設を有すること。

(2) 信用状況

- ア 食品に関する法律等諸規定が守られていること。
- イ 納税義務が履行されていること。
- ウ 引き続いて2年以上その営業に従事していること。
- エ 児童福祉施設に給食物資納入の実績があること。

(3) 衛生状態

- ア 店舗、製造所、販売所等において、食品衛生法に基づく衛生管理を実施していること。
- イ 従業者の健康管理が充分に行われていること。
- ウ 品物の仕入れに当たっては、適正な管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度、表示等を点検した上で納品すること。

(4) 供給能力

- ア 指定の期日、時刻、場所に必要量を確実に納入できること。
- イ 新鮮で品質の良い品物を納品できること。
- ウ 数量の不足や不良品等、不測の事態においても誠実かつ迅速に対応できること。

5. 登録書配布及び登録書受付

配布日時	令和7年12月25日(木)～令和8年1月19日(月) 平日 9:00～17:30 ※12/29～1/3は閉庁日です。 ※子育て施設課のホームページよりダウンロード可能です。
受付日時	令和8年1月7日(水)～令和8年1月19日(月) 平日 9:00～17:30
配布・受付場所	岸和田市役所 子ども家庭応援部 子育て施設課（新館 地下1階）

6. 提出書類

No.	書類の種類	備考
1	(様式 1) 岸和田市立保育所等給食物資納入業者登録書	
2	(様式 2) 取引証明書	新規登録業者のみ
3	(様式 3) 納税状況等確認同意書	
4	商業登記に係る登記事項証明書	法人のみ、写し可 3か月以内に発行されたもの
5	(国税) 「法人税、消費税及地方消費税」の納税証明書 (その3の3)	3か月以内に発行されたもの
	(市税) 法人の「完納証明書」	市内事業者のみ 3か月以内に発行されたもの
	(市税) 代表者の「完納証明書」	代表者の住所が市内の場合 3か月以内に発行されたもの
6	(国税) 「申告所得税、消費税及地方消費税」の納税証明書 (その3の2) ※非課税の場合は「非課税証明書」	3か月以内に発行されたもの
	(市税) 「完納証明書」 ※非課税の場合は「非課税証明書」	市内事業者のみ 3か月以内に発行されたもの
【参考】各証明書の交付は次の部署で行なっています。 • 国税……所管の各税務署 • 市税……岸和田市役所市民税課又は東岸和田、山直、春木、八木、桜台の各市民センター、 山滝支所(金融機関等で納付した場合、納付状況が証明書に反映されるまでに数日を要します。納付後すぐに証明書を発行する場合は、領収書を持参してください。)		
7	営業許可証の写し	有効期限内のもの
	• 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 55 条に規定する許可を受けた者に限る。 <営業許可証の提出が必要な業種>	
	納入品目	営業許可業種
	食肉	食肉販売業又は食肉処理業 ※ 容器包装に入った食肉販売のみを行う場合は、包装済食肉販売業として届出がわかるもの
	魚	魚介類販売業
	パン	菓子製造業
	乳製品	乳製品製造業

7. 審査および結果

受付期間終了後、岸和田市子ども家庭応援部子育て施設課にて審査します。
 登録審査結果は書面で通知します。(令和 8 年 3 月中旬～下旬発送予定)

8. 担当部署

岸和田市役所 子ども家庭応援部 子育て施設課 施設運営担当 (新館地下 1 階)
 TEL 072-423-9482 FAX072-423-0089

9. 納入対象施設

- ※ 令和8年3月末で春木保育所は閉所します。
- ※ 令和8年4月より「春木・大芝こども園」が新設されます。
- ※ 桜台保育所は、施設の改修工事により令和8年4月～令和9年2月の給食を外部搬入方式にするため、工事期間は納品量が大幅に減りますので、ご了承お願いします。

【施設の所在地、連絡先の一覧】

	施設名	所在地	電話	FAX 兼電話
1	浜 保 育 所	中之浜町 10-9	422-0198	422-9351
2	千 喜 里 保 育 所	上野町西 15-20	422-1344	422-3917
3	大 宮 保 育 所	加守町 4 丁目 6-38	445-7464	445-6539
4	旭・太田 こども園	畠町 3 丁目 12-2	447-6715	447-6716
5	山 直 北 保 育 所	岡山町 177-2	445-0355	445-0433
6	春木・大芝 こども園	春木宮川町 11-52	未定	未定
7	城 北 保 育 所	吉井町 1 丁目 16-24	444-3785	444-3742
8	城 内 保 育 所	上町 33-5	439-9981	439-8004
9	八 木 北 保 育 所	大町 3 丁目 21-20	443-2995	443-2975
10	修 斎 保 育 所	真上町 55	427-9767	427-9737
11	桜 台 保 育 所	尾生町 5 丁目 3-40	444-6291	444-6292
12	総 合 通 園 センター	野田町1丁目5-5	423-0033	423-0770

10. 納入物資および納入方法について

- (1) 遺伝子組み換え食品を避け、国内産原料又は国内生産のものを優先すること。
- (2) 農薬や食品添加物の使用を極力抑えたものを納品すること。
- (3) 変質や折れ、砕けなどの破損がないものを納品すること。
- (4) 損傷、腐敗、カビ、異臭、病害虫、異物混入等のない鮮度が良好なものを納品すること。
- (5) 納品の際は、屋外に置かず、児童福祉施設調理担当職員の検品を受けること。
- (6) 規格品外のものについては交換・返品扱いとすること。なお、納品時の規格については児童福祉施設担当職員が指定するものとする。
- (7) 納品時間を遵守して、納品の完全履行を確保するとともに不正の行為をしないこと。

【納品時間】

野菜・果物・牛乳	(平日) 午前8時30分～午前8時50分 (土曜日) 午前8時30分～午前9時10分
米・茶	(平日) 午前8時30分～午後4時30分
肉・魚・加工食品	(平日) 午前8時30分～午前9時10分 (土曜日) 午前8時30分～午前9時10分
パン	(平日) 午前8時30分～午前10時
デザート類	(平日) 午前11時～午後2時
その他	(平日) 午前8時30分～午後2時 (土曜日) 午前8時30分～午前10時

(8) 保管・納品時表面温度が適正であること。

【 納品時表面温度 】

物資名	品名	温度
牛乳等	牛乳・生クリーム ヨーグルト・チーズ	10℃以下
肉類	生食肉類 ベーコン・焼豚・練り製品	10℃以下
魚類	生魚介類 ちりめんじゃこ・練り製品	5℃以下 10℃以下
油脂類	バター・マーガリン・ラード	10℃以下
その他	要冷蔵品 冷凍食品	10℃以下 -15℃以下

11. その他

- (1) 保育所給食が子どもの健全な発育と保育に果たす役割を深く認識し、不正の利益を得るための不正行為等は一切行わないこと。
- (2) 従業員の健康状態にも十分注意を払い、特に感染症や下痢等の症状がある場合は、食品を扱う業務や配送などに従事させないこと。
- (3) 台風等災害時には、当日キャンセル扱いとすること。
- (4) 他の業者の契約履行に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- (5) 誠実を旨とし、地方自治法、岸和田市財務規則その他の関係法令等に違反しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納しないこと。
- (7) 岸和田市子ども家庭応援部子育て施設課職員の指示に従うこと。